

令和6年定例第1回市議会会議録(第4日)

令和6年3月19日午前9時30分定例第1回市議会をみやま市役所議場に招集した。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	諸 富 正 也	9番	前 原 武 美
2番	三小田 智 裕	10番	上津原 博
3番	黒 田 清 隆	11番	荒 卷 隆 伸
4番	河 野 一 仁	12番	瀬 口 健
5番	森 弘 子	13番	中 尾 眞智子
6番	奥 菌 由美子	14番	中 島 一 博
7番	吉 原 政 宏	15番	宮 本 五 市
8番	古 賀 義 教	16番	牛 嶋 利 三

2. 不応招議員は次のとおりである。

な し

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	椛嶋 晋治	係長	高野 志乃扶
参与	田中 裕樹	書記	大木 新介

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長	松嶋 盛人	教育部長	藤吉 裕治
副市長	三重野 直美	総務課長	平川 貞雄
教育長	待鳥 博人	企画振興課長	村越 公貞
監査委員	河野 信祐	財政課長	大坪 康春
総務部長	西山 俊英	健康づくり課長	田中 聡美
保健福祉部長兼 福祉事務所長	盛田 勝徳	福祉課長兼 福祉事務所副所長	松尾 郁代
市民部長兼 市民課長	松尾 和久	秘書広報課長	久保井 千代
環境経済部長	木村 勝幸	農林水産課長	坂本 生治
建設都市部長	松尾 武喜	上下水道課長	前原 俊也

7. 付議事件は、次のとおりである。

- (1) 同意第2号 副市長の選任について
- (2) 議案第4号 みやま市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第5号 みやま市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第6号 行政機構の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- (5) 議案第7号 みやま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (6) 議案第8号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

- (7) 議案第9号 みやま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (8) 議案第10号 みやま市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- (9) 議案第11号 みやま市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
- (10) 議案第12号 みやま市営駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
- (11) 議案第13号 みやま市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (12) 議案第14号 みやま市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (13) 議案第15号 みやま市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- (14) 議案第16号 みやま市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- (15) 議案第17号 指定管理者の指定について
- (16) 議案第18号 みやま市道路線の廃止について
- (17) 議案第19号 みやま市道路線の認定について
- (18) 議案第23号 令和6年度みやま市一般会計予算
- (19) 議案第24号 令和6年度みやま市国民健康保険事業特別会計予算
- (20) 議案第25号 令和6年度みやま市後期高齢者医療特別会計予算
- (21) 議案第26号 令和6年度みやま市介護保険事業特別会計予算
- (22) 議案第27号 令和6年度みやま市用地特別会計予算
- (23) 議案第28号 令和6年度みやま市水道事業会計予算
- (24) 議案第29号 令和6年度みやま市下水道事業会計予算
- (25) 閉会中の継続調査の申出について

午前9時33分 開議

○議長（牛嶋利三君）

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 同意第2号

○議長（牛嶋利三君）

日程第1．同意第2号 副市長の選任について、提案理由の説明を求めます。松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

同意第2号 副市長の選任について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、現副市長の三重野直美氏が令和6年3月31日をもって退職することから、後任の副市長に森田泰平氏を選任したいので、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

森田氏につきましては、お手元の資料に略歴を記載しておりますように、識見を有し、当該職に最適な方と考えております。

御審議の上、御同意をいただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。

質疑に当たりましては、会議規則第55条の規定のとおり全て簡明に行い、議題外の内容及び自己の意見を述べることがないようお願いをしておきたいと思っております。

それでは、質疑ございませんか。10番上津原博君。

○10番（上津原 博君）

まず1点だけちょっとお伺いしたいんですが、人事案件の資料ですね。この中で学歴の後、職歴、平成11年から平成23年、この12年間、これは情報的には知り得ることができないんでしょうかね。ちょっとそこを教えてくださいというふうに思います。

○議長（牛嶋利三君）

西山総務部長。

○総務部長（西山俊英君）

私もこの間の部分につきましては具体的なことは知り得ておりません。民間会社のほうにお勤めしてあったということをお聞きしており、また県庁の採用につきましても民間枠で採用されたということの情報をいただいているところございまして、この資料におきましては県庁入庁後の部分で資料を皆さんたちにお示ししているということでございますので、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（牛嶋利三君）

よろしいですか。（「はい。民間やけんがということで」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

同意第2号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第2号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第2号を採決いたします。

お諮りをいたします。同意第2号は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第2号 副市長の選任について、同意することと決定をいたしました。

ここで一旦議事を中断し、同意した人事案件につきまして該当者からの御挨拶を受けていきたいと思えます。

ここで暫時休憩をいたします。

午前9時38分 休憩

午前9時40分 再開

○議長（牛嶋利三君）

それでは、休憩を閉じて会議を再開してまいります。

日程第2 議案第4号

○議長（牛嶋利三君）

日程第2. 議案第4号 みやま市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件は総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長からの報告を求めてまいります。吉原総務常任委員会委員長をお願いします。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

皆さんおはようございます。それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第4号 みやま市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月12日、西山総務部長、村越企画振興課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、令和5年6月9日に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、法律別表第2の廃止等がなされることに伴い、新たな用語の追加や別表第2を引用していた条文の改正を行うものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。議案第4号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第4号 みやま市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第3 議案第5号

○議長（牛嶋利三君）

日程第3. 議案第5号 みやま市監査委員条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件は総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。引き続き、吉原総務常任委員会委員長をお願いします。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第5号 みやま市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月12日、西山総務部長、松藤行政委員会事務局長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、条例中で引用する地方自治法の規定に条ずれが生じたため、所要の改正を行うものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。議案第5号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第5号 みやま市監査委員条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり原案可決をされました。

日程第4 議案第6号

○議長（牛嶋利三君）

日程第4．議案第6号 行政機構の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件は総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。引き続き、吉原総務常任委員会委員長お願いいたします。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第6号 行政機構の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月12日、西山総務部長、平川総務課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、みやま市行政機構の見直しに伴い、関係する条例に所要の改正を行うもので、主な内容としては、現在の企画振興課を分課し、新たにシティプロモーションや公共交通など市の重点施策を推進する総合政策課を設置するとともに、環境衛生課とエネルギー政策課を統合し、ゼロカーボンシティみやまの実現のため、環境政策課を設けるものです。

また、効率的かつ持続可能な組織体制確立のため、行政委員会事務局の職員と消防職員については、それぞれ定数を増員しており、全体の定数については、段階的な定年引上げに伴う令和13年度までの職員採用の前倒しに対応するため、一定の幅を持たせた定数とするものです。

その他、定数や所管課名の変更に伴い、関連する3つの条例について所要の改正を行うも

のです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。議案第6号を委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第6号 行政機構の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第5 議案第7号

○議長（牛嶋利三君）

日程第5．議案第7号 みやま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件は総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。引き続き、吉原総務常任委員会委員長お願いいたします。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第7号 みやま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月12日、西山総務部長、平川総務課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、職員の定年引上げにより導入した管理職勤務上限年齢制に対応する新たな職を設けるため、行政職及び消防職の標準職務表について条例の改正を行うものです。

改正の内容については、管理職勤務上限年齢制により管理職を降任した部長級の職員について、特にその知識や経験を生かすことができる新たな職として、主任参事補佐職を設置するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。議案第7号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第7号 みやま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第6 議案第8号

○議長（牛嶋利三君）

日程第6. 議案第8号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件は総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。
吉原総務常任委員会委員長お願いします。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第8号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月12日、松尾市民部長、河野税務課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、本市における国民健康保険の給付費等により福岡県が算定した令和6年度の国民健康保険事業費納付金・標準保険料率本算定結果通知に基づき、国民健康保険税の必要額を課するための税額の算定に係る税率などを改正するものです。

国民健康保険税の医療給付費分については、所得割額の率を7.86%から7.61%に、被保険者均等割額を29,012円から28,189円に、世帯別平等割額を28,674円から28,211円に改めています。

次に、後期高齢者支援金分については、所得割額の率を2.78%から3.01%に、被保険者均等割額を9,978円から10,919円に、世帯別平等割額を10,206円から10,928円に改めています。

最後に、介護納付金分については、所得割額の率を2.26%から2.44%に、被保険者均等割額を10,345円から11,035円に、世帯別平等割額を8,065円から8,481円に改めるものです。

また、こうした算定基礎額の改正に伴い、低所得者に対する税の減額等についても同様に改めるものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。議案第8号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第8号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第7 議案第9号

○議長（牛嶋利三君）

日程第7. 議案第9号 みやま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件は文教厚生常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。中尾文教厚生常任委員会委員長をお願いします。

○文教厚生常任委員長（中尾眞智子君）（登壇）

それでは、文教厚生常任委員長報告をいたします。

議案第9号 みやま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月13日に盛田保健福祉部長、中村子ども子育て課長及び関係係長に出席を求め、委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布されたことにより、条例に所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容といたしましては、特定教育・保育施設の重要事項の書面掲示の義務づけを見直し、書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないことや、書面の保存等に磁気ディスク等の特定の記録媒体の使用を定める規定を見直し、電磁的記録媒体と抽象的規定に改めるものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
以上、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第9号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第9号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第9号 みやま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第8 議案第10号

○議長（牛嶋利三君）

日程第8．議案第10号 みやま市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件は文教厚生常任委員会に付託をしておりましたので、引き続き委員長の報告を求めてまいります。中尾文教厚生常任委員会委員長をお願いします。

○文教厚生常任委員長（中尾眞智子君）（登壇）

それでは引き続きまして、議案第10号の文教厚生常任委員会委員長報告をいたします。

みやま市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月13日に盛田保健福祉部長、宮崎介護支援課長及び関係係長に出席を求め、委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、第9期介護保険事業計画の策定に伴い、令和6年度から令和8年度までの3か年度における介護保険料率等について定める必要があるため、条例を改正するものです。

改正の主な内容は、介護保険法施行令等の改正により、第8期介護保険事業計画に基づき定められた本年度までの保険料率の額を、第9期介護保険事業計画の期間である令和6年度から令和8年度においては、所得段階について第1段階から第3段階までの保険料率を引き下げ、それぞれの対象年度を改めるとともに、新たに第11段階から第13段階までを新設し、保険料率の額、基準所得金額等を定めるものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の御報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第10号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。議案第10号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第10号 みやま市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第9 議案第11号

○議長（牛嶋利三君）

日程第9．議案第11号 みやま市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件は産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。中島産業建設常任委員会委員長をお願いします。

○産業建設常任委員長（中島一博君）（登壇）

改めましておはようございます。産業建設常任委員会委員長報告をいたします。

議案第11号 みやま市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月15日に、木村環境経済部長、坂本農林水産課長及び関係課長補佐等に出席を求め、委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、みやま市漁港管理条例の一部を改正するもので、条例中で引用している漁港漁場整備法を漁港及び漁場の整備等に関する法律に改める必要があるため、所要の改正を行うものでございます。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第11号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第11号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第11号 みやま市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

ここで暫時休憩をさせていただきたいと思います。

午前10時12分 休憩

午前10時35分 再開

○副議長（前原武美君）

それでは、これより休憩を閉じて会議を再開いたします。

地方自治法第106条第1項の規定により、ただいまから私が議長の職務を行ってまいります。よろしくお願いいたします。

日程第10 議案第12号

○副議長（前原武美君）

日程第10. 議案第12号 みやま市営駐車場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件は産業建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。中島産業建設常任委員会委員長をお願いします。

○産業建設常任委員長（中島一博君）（登壇）

改めまして、産業建設常任委員長報告をいたします。

議案第12号 みやま市営駐車場条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本件は、みやま市営開駅前駐車場に月極駐車場及び送迎用の一時駐車場を増設したことに伴い、条例に所要の改正を行うものです。

西鉄開駅前に設置しているみやま市営開駅前駐車場について、令和6年2月に新たに月極駐車場及び送迎用の一時駐車場を増設したことから、送迎用の一時駐車場の料金を利便性の観点より30分以内の利用を無料とする規定を追加するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○副議長（前原武美君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前原武美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前原武美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第12号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。議案第12号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前原武美君）

異議なしと認めます。よって、議案第12号 みやま市営駐車場条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決とされました。

日程第11 議案第13号

○副議長（前原武美君）

次に、日程第11. 議案第13号 みやま市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件は産業建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。中島産業建設常任委員会委員長お願いします。

○産業建設常任委員長（中島一博君）（登壇）

議案第13号 みやま市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本件は、空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴い、本条例を改正するものです。

改正の内容は、空き家等の適切な管理に関して国が定める空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴い、本市の条例で定義していた管理不全空家等について法律で定められることとなったため、立入調査や指導・助言、勧告などの措置も含め、法律に基づいた構成となるように条例に所要の改正を行うものです。

あわせて、みやま市空家等対策協議会条例について、法改正による文言の変更等が生じて

いることから、附則において改正することとしております。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○副議長（前原武美君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前原武美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前原武美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第13号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。議案第13号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前原武美君）

異議なしと認めます。よって、議案第13号 みやま市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決とされました。

日程第12 議案第14号

○副議長（前原武美君）

日程第12. 議案第14号 みやま市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件は産業建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。中島産業建設常任委員会委員長お願いします。

○産業建設常任委員長（中島一博君）（登壇）

議案第14号 みやま市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本件は、地方自治法の改正に伴い、条例中で引用している地方自治法の条文が繰り下がる

ため、条例に所要の改正を行うものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○副議長（前原武美君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前原武美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前原武美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第14号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。議案第14号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前原武美君）

異議なしと認めます。よって、議案第14号 みやま市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決とされました。

日程第13 議案第15号

○副議長（前原武美君）

日程第13. 議案第15号 みやま市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件は産業建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。中島産業建設常任委員会委員長お願いします。

○産業建設常任委員長（中島一博君）（登壇）

議案第15号 みやま市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本件は、国の所管替えに伴う水道法の改正により、条例中で引用している「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める必要があるため、所要の改正を行うものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○副議長（前原武美君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前原武美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前原武美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第15号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第15号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前原武美君）

異議なしと認めます。よって、議案第15号 みやま市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第14 議案第16号

○副議長（前原武美君）

日程第14. 議案第16号 みやま市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件は総務常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。吉原総務常任委員会委員長をお願いします。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第16号 みやま市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委

員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月12日、北嶋消防長及び岡予防課長、関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、条例を改正するものです。

改正内容については、危険物施設の貯蔵所のうち、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請に係る審査等手数料について、政令に基づきその額を改めるものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○副議長（前原武美君）

これより委員長報告に対する質疑を行っていきます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前原武美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前原武美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第16号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。議案第16号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前原武美君）

異議なしと認めます。よって、議案第16号 みやま市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第15 議案第17号

○副議長（前原武美君）

日程第15. 議案第17号 指定管理者の指定についてを議題とします。

本件は産業建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。中島産業建設常任委員会委員長お願いします。

○産業建設常任委員長（中島一博君）（登壇）

産業建設常任委員会委員長報告をいたします。

議案第17号 指定管理者の指定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

道の駅みやまの管理運営に当たっては、株式会社道の駅みやまを指定管理者として指定していますが、令和6年3月31日をもってその指定期間が満了となります。

引き続き、株式会社道の駅みやまを指定管理者として指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

なお、指定の期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間です。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○副議長（前原武美君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前原武美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前原武美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第17号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第17号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前原武美君）

異議なしと認めます。よって、議案第17号 指定管理者の指定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第16 議案第18号

○副議長（前原武美君）

日程第16. 議案第18号 みやま市道路線の廃止についてを議題とします。

本件は産業建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。中島産業建設常任委員会委員長お願いします。

○産業建設常任委員長（中島一博君）（登壇）

議案第18号 みやま市道路線の廃止について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本件は、道路法第10条第1項の規定により、市道路線の廃止をするものです。

道路整備により起点及び終点が変更になるため廃止するもの、開発行為などに伴い廃止するものなど、合計10路線について廃止するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○副議長（前原武美君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前原武美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前原武美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第18号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第18号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前原武美君）

異議なしと認めます。よって、議案第18号 みやま市道路線の廃止については、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第17 議案第19号

○副議長（前原武美君）

日程第17. 議案第19号 みやま市道路線の認定についてを議題とします。

本件は産業建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。中島産業建設常任委員会委員長お願いします。

○産業建設常任委員長（中島一博君）（登壇）

議案第19号 みやま市道路線の認定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本件は、道路法第8条第1項の規定により、市道路線の認定をするものです。

開発行為により宅地造成された道路の帰属を受けたものや道路の寄附を受けたものなど、合計14路線について、新たに市道路線として認定するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○副議長（前原武美君）

これより委員長報告に対する質疑を行っていきます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前原武美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前原武美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第19号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第19号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前原武美君）

異議なしと認めます。よって、議案第19号 みやま市道路線の認定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第18～第24 議案第23号～議案第29号

○副議長（前原武美君）

日程第18. 議案第23号 令和6年度みやま市一般会計予算から日程第24. 議案第29号 令和6年度みやま市下水道事業会計予算までの7件を一括議題とします。

本件については予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。河野予算審査特別委員会副委員長お願いします。

○予算審査特別委員会副委員長（河野一仁君）（登壇）

皆さん改めましてこんにちは。委員会条例第12条第1項の規定により、委員長に代わりまして私のほうから報告をいたします。

予算審査特別委員会における審査の経過と結果について御報告いたします。

本予算審査特別委員会に付託されました案件は、議案第23号 令和6年度みやま市一般会計予算から議案第29号 令和6年度みやま市下水道事業会計予算までの7件でございます。

審査の方法につきましては、議員全員で構成いたします全体の委員会と各常任委員会で構成いたします分科会を設置し、執行部の出席を求め、慎重に審査を行いました。

審査の期日は、全体会議が2月29日、3月1日、7日の3日間、分科会は3月12日、13日、15日の3日間開催し、全体会議ではみやま市の全会計予算についての審査を行い、分科会では各常任委員会の所管に属する予算について審査を行いました。

まず、議案第23号、令和6年度みやま市一般会計の予算規模といたしましては21,045,000千円となっております。前年度と比較して1,072,000千円の増、率にしてプラス5.4%となっております。

令和6年度予算は、ワンヘルスの推進、ゼロカーボンシティへのさらなる取組、出産・子育て世代支援事業に重点を置き、子や孫が住み続けることのできる、持続可能で魅力あふれるまちを目指した予算となっております。

続いて、議案第24号から議案第27号までの4件の特別会計予算について申し上げます。

4つの特別会計合計の予算は、歳入歳出それぞれ11,087,732千円とし、前年度対比182,818千円の減で、率にして1.6%の減となっております。

続いて、議案第28号 みやま市水道事業会計予算について申し上げます。

まず、収益的収入及び支出について申し上げます。

収入の事業収益を523,521千円、支出の事業費用を495,834千円と見込んでおります。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入を189,614千円、支出を581,611千円と見込んでおり、収支不足額の391,997千円については、損益勘定留保資金などで補填するものです。

続いて、議案第29号、みやま市下水道事業会計予算について申し上げます。

まず、収益的収入及び支出について申し上げます。収入の事業収益を720,392千円、支出の事業費用を705,392千円と見込んでおります。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入を605,539千円、支出を737,149千円と見込んでおり、収支不足額の131,610千円については損益勘定留保資金などで補填するものです。

以上が令和6年度予算の概要でございます。

それでは、予算審査特別委員会の審査の中で出されました指摘事項について申し上げます。

まず、全体的事項については、予算執行に当たっては、引き続き最少の経費で最大の効果が得られるよう努力すること。税の徴収については、徴収率の向上に努めること。各種支援施策が広く活用されるよう、効果的な情報発信を行うこと。

次に、一般会計について、地域公共交通については、デマンド交通実証実験の検証を十分に行い、市民の利便性向上につながるよう新たな交通体系への見直しを早急に行うこと。ふるさと納税については、他団体と連携し、体験型を含めた新規返礼品の開拓を図るなど、企業版ふるさと納税も含めて大いに推進し、自主財源の確保に努めること。民生・児童委員の業務については、関係する部署及び団体との連携を深め、負担軽減に努めること。ごみ収集運搬委託料については、引き続き必要経費の精査に努めること。有害鳥獣駆除対策については、農作物被害の減少に向けた取組の強化を図ること。企業誘致については、各種施設等の立地促進のため、関係団体と連携を図ること。生活道路、通学路等の危険箇所を把握し、その改善に向けて努力すること。学校生活及び登下校時における児童・生徒の安全・安心への対策を進めること。給食費に対する保護者の負担軽減に努めること。子供たちのスポーツ活動を活発化するため、社会体育事業を推進すること。体育施設を安全に利用するため、必要な調査及び補修を進めること。

次に、介護保険事業特別会計について、元気な高齢者が増加するよう、介護予防教室をはじめ、予防事業を拡充すること。

以上、各会計予算についての指摘事項等について申し上げましたが、これからの行政施策

に反映されること及び予算の適正な執行を要請し、議案第23号から29号までの7議案については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算審査特別委員会の報告を終わります。

○副議長（前原武美君）

ありがとうございました。

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前原武美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論及び採決は議案ごとに分けて行っていきます。

まず、議案第23号 令和6年度みやま市一般会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前原武美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第23号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第23号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前原武美君）

異議なしと認めます。よって、議案第23号 令和6年度みやま市一般会計予算は、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第24号 令和6年度みやま市国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前原武美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第24号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第24号は委員長の報告のとおり決定する

ことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前原武美君）

異議なしと認めます。よって、議案第24号 令和6年度みやま市国民健康保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第25号 令和6年度みやま市後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前原武美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第25号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。議案第25号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前原武美君）

異議なしと認めます。よって、議案第25号 令和6年度みやま市後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第26号 令和6年度みやま市介護保険事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前原武美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第26号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。議案第26号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前原武美君）

異議なしと認めます。よって、議案第26号 令和6年度みやま市介護保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第27号 令和6年度みやま市用地特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前原武美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第27号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第27号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前原武美君）

異議なしと認めます。よって、議案第27号 令和6年度みやま市用地特別会計予算については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第28号 令和6年度みやま市水道事業会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前原武美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第28号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第28号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前原武美君）

異議なしと認めます。よって、議案第28号 令和6年度みやま市水道事業会計予算は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第29号 令和6年度みやま市下水道事業会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前原武美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第29号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第29号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前原武美君）

異議なしと認めます。よって、議案第29号 令和6年度みやま市下水道事業会計予算は、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第25 閉会中の継続調査の申出について

○副議長（前原武美君）

日程第25. 閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各委員長から、目下委員会において調査中の事件について、会議規則第111条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。委員長から申出のとおり、次の定例会まで閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前原武美君）

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり、次の定例会まで閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

特別委員会につきましては、調査が終了するまで閉会中の継続調査となっておりますが、調査事項は別紙のとおりでございますので、御承知おきください。

お諮りします。本会議中、誤読などによる条項、字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第43条により議長に委任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前原武美君）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字等の整理、訂正は議長に委任することに決定をいたしました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和6年定例第1回市議会を閉会いたします。

午前11時14分 閉会

上記会議の次第は、椛嶋晋治の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

みやま市議会議長 牛嶋 利三

みやま市議会副議長 前原 武美

みやま市議会議員 瀬口 健

みやま市議会議員 中尾 眞智子